

平成 18 年 12 月 20 日

企業会計審議会内部統制部会
「財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準(公開草案)」に対する意見

社団法人 日本監査役協会

本年 11 月 21 日付けで公表された標記の公開草案について、当協会は、とくに監査役(監査委員会を含む)の立場から検討を行いました。その結果、下記のとおり意見を申し述べますので、ご検討くださいますようお願い申し上げます。

記

第 1 総論

1. このたびの実施基準は、今後、金融商品取引法における財務報告に係る内部統制の評価及び監査の制度において一般に公正妥当と認められる監査の基準を構成することが予定されているものでもあり、極めて重要なものであると思料いたします。

その内部統制制度は、我が国にとって初めて導入される制度であることから、その制度設計に当たっては、会社法はじめ我が国の既存の法制度との関係を慎重に検討し規律間の調整を図る必要があることは、改めて言うまでもありません。

2. その意味で、とりわけ各会社機関等の権限と責任については、本実施基準案でも示されているとおりであり、監査役は、取締役の職務の執行を監査する独立の会社機関であります。

監査役は、代表取締役等の経営者及び取締役会が、適切にその職務を果たしているかどうかを監視し検証する権限と責任を有しており、会計監査については、会計監査人の監査の方法と結果の相当性を判断することにより、経営者が作成した計算関係書類の適正性について、最終的に監査意見を形成することとされております。

3. 内部統制について言えば、監査役は、取締役会による内部統制に関する基本方針の決議及び経営者に対する監督義務の履行状況、並びに経営者による内部統制の構築・運用状況を監視し検証する権限と責任を有しており、内部統制の基本的要素の一つである「統制環境」の機能状況を独立して評価する存在であります。

この点、本実施基準案によると、監査役は、同じく内部統制の基本的要素の一つである「モニタリング」を担う存在の一つとして規定されております(「 . 内部統制の

基本的枠組み」14頁(八)。しかし、監査役は、モニタリングをも含めた内部統制の6つの基本的要素のすべてが、取締役等により適切に整備され運用されているかを監視し検証する権限と責任を有しているのであって、決して監査役がモニタリングの担い手として位置するものではありません。

4. 本実施基準案では、上記のとおり、監査役も内部統制の構成要素の一つである「モニタリング」を担う存在として位置づけられているために、監査役又は監査委員会の機能状況等が経営者又は監査人による評価・検討の対象として扱われているなど、会社機関相互の権限・責任について、会社法規定との間に乖離が生じている記述が散見されます。

5. また、本実施基準案でも示されているとおり、会社組織のすべての活動について最終的な責任を有しているのは経営者であり、経営者は、内部統制の構築と運用についても、大きな役割を負っております。

しかし、取締役会の監督機能や監査役又は監査委員会の監査機能がモニタリング機能の一部として扱われ、かつ、これらによる機能状況までもが経営者の評価対象とされているなど、本実施基準案の全体を通して、内部統制に係る各会社機関等の役割と責任については、経営者にやや力点を置きすぎているとの印象が拭えません。各会社機関等の権限・責任に係る記載箇所については、この点もご留意のうえ、表現等についてさらにご検討いただきたく存じます。

以上に基づき、具体的には、下記「個別意見」に掲げる当該箇所について、所要の修正又は削除等をご検討いただきたくお願いいたします。

第2 個別意見

1. 「統制環境」について(. 7頁(1))

- (1) 「取締役会及び監査役又は監査委員会の有する機能」について、例えばとして、取締役会及び監査役又は監査委員会が、「経営者や特定の利害関係者から意見を述べることができているか、モニタリングに必要な正しい情報を適時かつ適切に得ているか」等、「取締役会及び監査役又は監査委員会の活動の有効性は、組織全般のモニタリングが有効に機能しているかを判断する重要な要因となる。」旨言及されております。
- (2) しかし、上記のとおり、監査役又は監査委員会は、内部統制における統制環境の機能状況に影響を与える存在であって、同じく内部統制の基本的要素の一つである「モニタリング」機能の一端を担う存在ではありません。

- (3) そこで、上記(1)で引用した当該箇所について、所要の修正を行うべきであると思料いたします。具体的には、「モニタリングに必要な正しい情報」とあるのを「**内部統制の監視に必要な正しい情報**」に、「取締役会及び監査役又は監査委員会の活動の有効性は、組織全般のモニタリングが有効に機能」とあるのを「取締役会及び監査役又は監査委員会の活動の有効性は、**内部統制が有効に機能**」に改めるべきであると考えます。

2. 「モニタリング」における「独立的評価」について（ . 14頁(5) 口及び八）

- (1) 内部統制の基本的要素の一つである「モニタリング」とは、本実施基準案で言及されているとおり、「内部統制が有効に機能していることを継続的に評価するプロセス」であり、経営者、内部監査部門等により行われるものであります。
- (2) 本実施基準案によると、独立的評価の主体として、「口・取締役会による独立的評価」、「八・監査役又は監査委員会による独立的評価」が掲げられております。しかし、上記のとおり、「監査役又は監査委員会」はモニタリングの主体になり得るものではありません。モニタリングにおける「独立的評価」の主たる担い手は「内部監査部門等」であって、それらが実施するモニタリングとはそもそも目的、対象、範囲、方法等を異にする「監査役又は監査委員会」の監査機能を内部統制におけるモニタリングの担い手として位置づけることは、適当ではありません。「取締役会」の監督機能についても同様であります。
- (3) 以上のことから、「口・取締役会による独立的評価」及び「八・監査役又は監査委員会による独立的評価」は、削除すべきであると考えます。

3. 内部統制に関する「監査役又は監査委員会」の役割と責任について（ . 25頁(3)）

- (1) 監査役又は監査委員会の内部統制に関する役割と責任に関して、本実施基準案では、「監査人は、・・・財務報告に係る全社的な内部統制の評価の妥当性を検討するに当たり、監査役又は監査委員会の活動を含めた経営レベルにおける内部統制の整備及び運用状況を、統制環境、モニタリング等の一部として考慮する。」旨規定されております。
- (2) しかしながら、上記のとおり、監査役又は監査委員会はモニタリングを行う立場にないばかりか、監査役又は監査委員会が内部統制に関して及ぼしている影響等について、監査人から「考慮」される立場にもありません。
- (3) 以上のことから、上記3(1)で引用した当該部分については、削除すべきであると考えます。

4. 「財務報告に係る全社的な内部統制に関する評価項目の例」(参考1)の「モニタリング」について（ . 30頁）

- (1) 標記「モニタリング」の2項目目に「経営者は、独立的評価の範囲と頻度を、リスクの重要性、内部統制の重要性及び日常的モニタリングの有効性に応じて適切に調整しているか。」とありますが、上記個別意見2で述べたとおり、「独立的評価」の主体として「取締役会」及び「監査役又は監査委員会」までもが含まれることを前提とすると、本項は適当ではありません。
- (2) すなわち、「独立的評価」に「取締役会」及び「監査役又は監査委員会」を含めた場合、本項は、「取締役会」や「監査役又は監査委員会」が行った独立的評価の範囲、頻度について経営者が調整を図る権限・責任を持つこととなります。これは、「取締役会」及び「監査役又は監査委員会」が有する権限と責任と相容れるものではありません。
- (3) 以上のことから、「モニタリング」から上記2(3)に従い削除するか、4(1)で引用した当該項目のうち「独立的評価の範囲と頻度」とあるのを、「内部監査部門等が行う監査の範囲と頻度」に修正すべきであると考えます。

以 上